



流す水 少し少なく
心がけ

標語の部●銀賞
木太北部小学校4年 八木真也子さんの作品

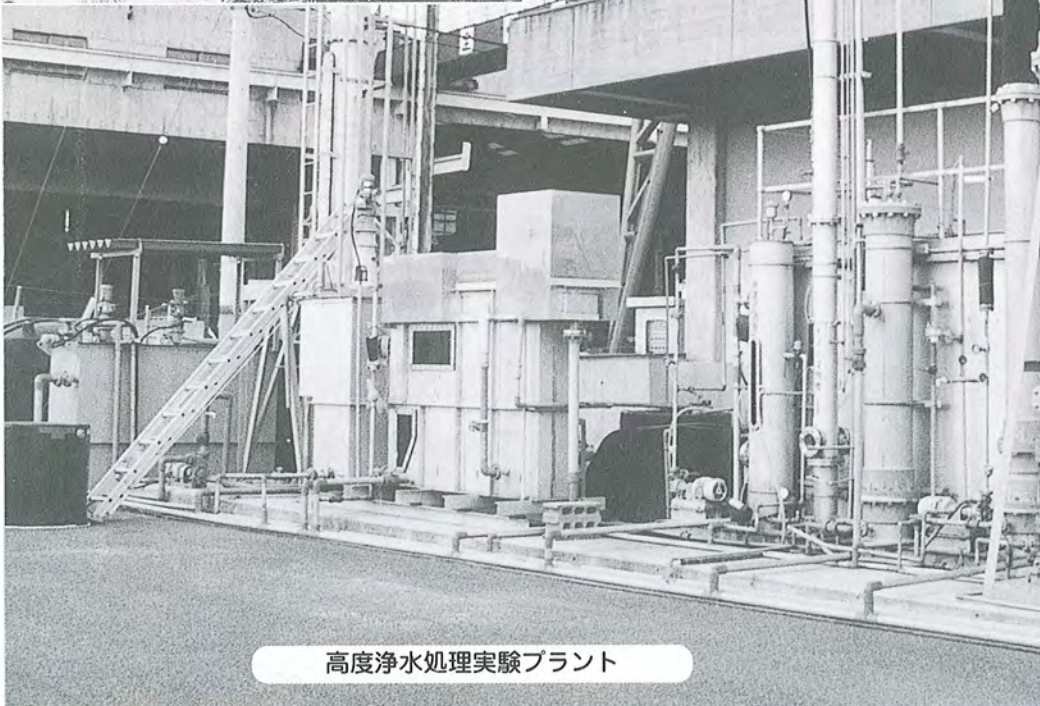
みんなの水

第12号

みなさまがたからの水道料金は
水質検査や浄水処理実験などに使われています



浄水処理工程での水質検査



高度浄水処理実験プラント



高性能顕微鏡を使つての水質検査



水道料金改定についての「水道知ってトーク」を
地域に出向いて開催しています。

ご希望に応じ地域の公民館等で午前10時から午後9時までの間
(1時間程度)で実施いたします。

平成12年度は、前年度に引き続き市内の公民館10か所程度で開
催を予定しています。

また、20名程度の参加があれば開催いたしますので、ご希望が
ありましたらお問い合わせください。

●お申し込み・お問い合わせ先

高松市水道局 経営企画課 企画広報係

TEL (839)-2711 FAX (839)-2710

新水道料金 早見表 (2か月分消費税込み)

単位 (水量: m³、金額: 円)

一般用・メータ口径13mmの場合						同20mmの場合		同25mmの場合		同40mmの場合					
水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金				
0	2,100	20	2,940	40	5,670	60	9,870	0	4,200	40	7,770	0	6,300	0	15,960
1	2,142	21	3,076	41	5,880	61	10,080	2	4,284	42	8,190	15	8,347	30	20,055
2	2,184	22	3,213	42	6,090	62	10,290	4	4,386	44	8,610	30	10,395	60	25,620
3	2,226	23	3,349	43	6,300	63	10,500	6	4,452	46	9,030	45	12,810	90	31,920
4	2,268	24	3,486	44	6,510	64	10,710	8	4,536	48	9,450	60	15,960	120	38,220
5	2,310	25	3,622	45	6,720	65	10,920	10	4,620	50	9,870	75	19,110	150	44,520
6	2,352	26	3,759	46	6,930	66	11,130	12	4,704	52	10,290	90	22,260	200	55,020
7	2,394	27	3,895	47	7,140	67	11,340	14	4,788	54	10,500	105	25,410	250	67,620
8	2,436	28	4,032	48	7,350	68	11,550	16	4,872	56	11,130	120	28,560	300	80,220
9	2,478	29	4,168	49	7,560	69	11,760	18	4,956	58	11,550	135	31,710	350	92,820
10	2,520	30	4,305	50	7,770	70	11,970	20	5,040	60	11,970	150	34,860	400	105,420
11	2,562	31	4,441	51	7,980	71	12,180	22	5,133	62	12,390	165	38,010	450	118,020
12	2,604	32	4,578	52	8,190	72	12,390	24	5,226	64	12,600	180	41,160	500	130,620
13	2,646	33	4,714	53	8,400	73	12,600	26	5,319	66	12,810	200	44,310	550	143,220
14	2,688	34	4,851	54	8,610	74	12,810	28	5,412	68	13,020	220	47,460	600	155,820
15	2,730	35	4,987	55	8,820	75	13,020	30	5,505	70	13,230	240	50,610	650	168,420
16	2,772	36	5,124	56	9,030	76	13,230	32	5,598	72	13,440	260	53,760	700	181,020
17	2,814	37	5,260	57	9,240	77	13,440	34	5,691	74	13,650	280	56,910	750	193,620
18	2,856	38	5,397	58	9,450	78	13,650	36	5,784	76	13,860	300	60,060	800	206,220
19	2,898	39	5,533	59	9,660	79	13,860	38	5,877	78	14,070	320	63,210	850	218,820



2月および3月の検針時に、皆さまのご家庭に料金改定のチラシを配布いたしますので、ご参照ください。



水道事業は、地方公営企業法に基づいて運営をしており、その最大の特徴は、一般会計とは別の会計になっていることです。このため、必要な経費は、市民税などの税金ではなく、お客さまの水道料金によって賄われています。この仕組みを「独立採算制」と言います。

Q 「独立採算制」とは？

水道事業は、地方公営企業法に基づいて運営をしており、その最大の特徴は、一般会計とは別の会計になっていることです。このため、必要な経費は、市民税などの税金ではなく、お客さまの水道料金によって賄われています。この仕組みを「独立採算制」と言います。

Q 「基本料金」と「従量料金」の違いは？

「基本料金」は、使用水量の多少にかかわらずお客さまから一律にいただく料金で、「従量料金」は、使用水量に応じて段階別に区分して、料金としていただくものです。これら二つを合わせたものを「二部料金体系」と言い、全国の水道事業や他の公益事業の料金体系でも採用されています。

Q 「基本料金」と「従量料金」の適用期間および計算方法は？

新しい水道料金は、4月検針請求分から適用させていただきます。ただし、お客さまに不利にならないように、使用期間が4月1日をまたがる場合は、次の計算方法を使用します。
平成12年3月31日までの使用水量分は、旧料金で、4月1日以降は新料金でそれぞれ日割計算してご請求いたします。

$$\frac{\text{旧使用日数}}{\text{全使用日数}} \times \text{旧水道料金} + \frac{\text{新使用日数}}{\text{全使用日数}} \times \text{新水道料金} \times \text{消費税 1.05} = \text{水道料金}$$

高松の水道料金は、他の市町と比べて高いのでしょうか、安いのでしょうか？

前号(11号)に比較グラフを掲載しましたが、県外の市との比較は水の事情がかなり異なりますので、単純な比較はできないと思います。県内の市町との比較では、裏面に比較グラフを載せていますので、ご覧ください。

水道料金計算

お客さまへのご請求につきましては、従来どおり2か月分に消費税が加算されます

● マンションなどの連用水栓で2か月200m³(4戸、メータ口径20mmとして)ご使用の場合

水道局設置メータの口径による(例は、20mm)
基本料金 4,000円(A)

従量料金
(各戸メータ口径13mmとして計算…
20m³まで40円を適用)

・均等に使用したとして算定します。
200m³÷4戸=50m³……
1戸当たりの使用水量

・1戸当たりの従量料金は
第1段 (1m³~20m³) 20m³×40円=800円
第2段 (21m³~40m³) 20m³×130円=2,600円
第3段 (41m³~200m³) 10m³×200円=2,000円
計 (50m³) 5,400円

・マンション全体の従量料金は
5,400円×4戸=21,600円…(B)

合計
・マンション全体の水道料金は
(A)+(B)=25,600円

ご請求額 25,600円×1.05=26,880円

● 一般用で2か月40m³(メータ口径13mm)および(メータ口径25mm)ご使用の場合

2か月40m³(一般用・メータ口径13mm)
基本料金 2,000円(A)

従量料金
第1段 (1m³~20m³) 20m³×40円=800円
第2段 (21m³~40m³) 20m³×130円=2,600円
計 (40m³) 3,400円(B)

合計 (A)+(B)=5,400円

ご請求額 5,400円×1.05=5,670円

2か月300m³(一般用・メータ口径25mm)
基本料金 6,000円(A)

従量料金
第1段 (1m³~40m³) 40m³×130円=5,200円
第2段 (41m³~200m³) 160m³×200円=32,000円
第3段 (201m³~) 100m³×240円=24,000円
計 (300m³) 61,200円(B)

合計 (A)+(B)=67,200円

ご請求額 67,200円×1.05=70,560円

新しい水道料金 (2か月分・消費税抜き)

基本料金

メータ口径 (mm)	金額 (円)
13	2,000
20	4,000
25	6,000
40	15,200
50	32,000
75	68,000
100	124,000
150	320,000

+

従量料金 (1m³につき)

区分	金額 (円)
40m ³ まで	130
ただし、メータ口径13mmおよび20mmについては、 20m ³ まで	40
41m ³ ~200m ³	200
201m ³ ~	240



水道料金は、このようになります

本市の水道料金が、4月1日から改定になります。前号では改定の概要についてお知らせしましたが、今回は、具体的な例により、さらに詳しくお知らせします。皆さまには、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

新しい水道料金



Q これくらい値上げですか？

A 一般家庭(メータ口径13mm)で、2か月40m³使用した場合には、現行5,092円(税込)が5,670円となり578円の改定となります。

Q 今回の主な改正点は？

Q 料金改定により水道局が実施することは？

A 渇水時の影響も少なくなるよう、配水池の増設や河川・ため池等の余水の有効利用、水質悪化に対応するための高度浄水処理の実験など自己処理水源の確保・充実に努めるほか、老朽化した浄・配水施設の改修・更新、配水管の布設替えやさらには、年々厳しくなる水質基準に対応した水質検査体制の充実などに努めます。

また、現在の借入金依存に伴う長期金利負担構造の早期脱却を図るとともに、引き続きコストの徹底した節減や効率化による企業努力を進めます。

Q 従来の「装置料金」と今回の「基本料金」の違いは？

A 従来は、メータの検針費、水道料金の徴収費、メータ購入費等を「装置料金」として、お客さまからいただいていたが、今回、新たに減価償却費、支払い利息、受水費、さらには施設の拡充や改

●水道料金についてのお問い合わせは
水道局お客さまセンター
☎(839)-2731

こんな時はお客さまセンター ☎(839)-2731まで

水道料金は、使われていなくても中止や廃止届けが出されていなければ、料金が必要です。4月1日からの料金改定では、使用水量にかかわらず、基本料金（旧の装置料金）が2か月につき、一般家庭（メータ口径13mm）で、700円から2,000円になります。水道の使用を止められるなど、使用変更があった場合は、必ず、お届けください。

※料金単価は消費税抜きです。



■水道の使用をやめられるとき（給水の中止・廃止届）

- 家の取りこわし等で水道を廃止されるとき
 - 引越して行かれるとき（精算の必要がありますので3日前までにご連絡ください。）
 - 長い間、留守にされるときなどで一時水道を止めたいとき
- その際に、最近の使用水量のお知らせ（検針票）のお客さま番号か、水栓番号（玄関先付近に貼付）をお知らせください。

■新しく水道をお使いになるとき（給水申込）

- 引越してこられたとき
- 玄関先等に、“水道のしおり”をかけてありますので、一読のうえお届けください。

■名義変更や世帯数が変わるとき

- 使用者の名義が変わるとき
- マンション、アパート等の共同住宅で世帯数および管理人が変わったとき
- 料金の請求先を変更するとき

節水コマ・パッキンの取り替え（お願い）

取り替えは、非常に簡単です。費用（2,100円…平成12年度、据え置き。）も高額なことから、是非、ご家庭でお取り替えください。

また、節水コマ・パッキンは、水道局・市役所・出張所などで無料で配布しております。なお、シングルレバー式水栓など蛇口によって、取り替えできない場合がありますので、ご注意ください。

パッキンの取り替えや修繕等水トラブルは、漏水修繕係（☎839-2732）までお問い合わせください。

取り替えできる水栓

- 単水栓



- 2ハンドル式混合水栓



県内市町水道料金（抜粋）

●5市、高松市周辺広域連携町

平成11年4月1日現在
家庭用（口径13mm）
1か月料金（税抜き）

